

✚ 貨物概要

精製した魚油に、酸化防止剤としてミックストコフェロールを微量混合したものを、ゼラチンカプセルに詰めたもの。

✚ 分類

関税率表第 1504.20 号（統計品目番号 1504.20-000）の魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）

✚ 分類理由

精製した魚の油脂に、酸化防止剤（ミックストコフェロール）を混合し、ゼラチンカプセルに詰めたものです。酸化防止剤の混合は、魚油を調製しているとは認められないことから、関税率表第 15.04 項の規定より、魚の油脂として上記のとおり分類されます。

✚ 分類のポイント

ゼラチンカプセルは中身を保持するためのものであることから、中身のみの成分割合を基に分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）